

住民基本台帳カード及び電子証明書の発行終了のお知らせ

マイナンバー制度の導入に伴い、住民カード及び住民カード向け電子証明書の発行が終了します。

①住民カード申請期限

平成27年12月16日(水) 17時15分まで

※住民カードは申請後、受取まで数日かかります。期限までに申請がない場合は住民カードの交付は受けられません。

②住民カードの受取及び住民カード向け電子証明書の発行・更新期限

平成27年12月22日(火) 16時まで

※住民カードの申請をされていても期限までに受取がない場合は交付できません。

住民カードをお持ちの方へ

現在、住民カードをお持ちの方は有効期限までそのままお使いいただけます。住民カード発行終了後に有効期限が満了した場合は「個人番号カード」へ切替えができます。住民カードの有効期限内でも「個人番号カード」を申請することができますが、住民カードとの重複所持はできないため住民カードは返納することになります。

電子証明書の有効期限をお確かめください

平成28年の確定申告に電子証明書をご利用される予定の方は、平成27年12月22日以降に電子証明書を発行する場合「個人番号カード」の取得が必要となりますが、「個人番号カード」は申請が集中し、発行まで時間がかかることが予想されています。

住民カード向け電子証明書は有効期限の満了前でも、上記②の期限前であれば更新手続きが可能です。電子証明書を確定申告にご利用される予定の方は有効期限をお確かめの上、早めの更新手続きをお勧めします。

問 町民課 ☎内線272



○事業主の皆さんへ 町県民税の特別徴収に ご協力を!!

▼特別徴収とは

給与支払者である事業主の方が、従業員の個人町県民税を所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与の支払いの際に差し引いて徴収し、町に納入していただく制度です。

▼特別徴収のメリット

- ①町県民税は、町が税額を計算して通知します。
- ②従業員の方々が、金融機関で納付する手間がなくなります。
- ③年税額を4回で納める「普通徴収」に対し、年12回で納めることになるので、1回あたりの税負担が少なくなります。

▼特別徴収義務者指定通知

平成28年度に対象となる事業者の方に対し、特別徴収義務者の指定を通知します。発送は12月上旬を予定しています。

▼「オール神奈川宣言」

神奈川県と県内全市町村は、平成28年度までに、特別徴収の完全実施を目指します。

これは、特別徴収の適正運用を通じて、納税者の利便性向上などの観点から、事業者や従業員の皆さんへの周知を図りながら、特別徴収の推進に取り組む

ものです。事業者の皆さんには、ご協力をお願いします。

○電子申告(エルタックス) をご利用ください!

神奈川県では、インターネットを利用することで町県民税の電子申告システムによる申告が行えるサービスを行っています。

問

●制度について

神奈川県平塚県税事務所納税課

☎(22)2711(代)

●方法や手続きについて

納税課 ☎内線253・254

訪問による納付の勧奨を実施しています

町では納期限を過ぎても町税等の納付が滞っていない方に対して、様々な納付勧奨を実施しており、その一環として訪問納付勧奨を行っています。町職員が夜間・土日祝日に、直接ご自宅へお伺いして税金の徴収を実施することで、滞納額の圧縮と滞納の累積を未然に防止することを目的としています。

(ご不在の場合は、納付のお願いについて記載した「不在連絡票」をポストへ投函しています。)

※税金の納付は「納期限内自主納付」が原則です。納期限を過ぎても税金の納付が滞っていない場合は、滞納処分(差押等)を行うこともあります。納付できない事情があるときは、速やかに税務課収納係までご相談ください。(税務課で扱えない税等については、担当部署へ引き継ぐことがあります。)

問 税務課 ☎内線251

【平塚税務署からのお知らせ】 記帳・帳簿書類の保存制度

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方に、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。所得税申告の必要がない方も対象となります。詳しくは、国税庁ホームページ「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

問 平塚税務署個人課税第1部門 ☎(22)1400